令和９年度江戸川区未就園児家庭訪問事業
業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

１　委託事業名

江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託

２　事業概要

本事業は、小学校就学前における保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所、入園していない児童のうち、状況確認ができない児童を対象とした家庭訪問で児童の安全確認及び養育環境等の把握を行うことにより、支援が必要な未就園児を早期発見し、適切な養育が行えるように支援することで、児童虐待を未然に防止することを目的とする。

３　委託事業者の募集及び選定の方法

選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、区ホームページに掲載し、募集の周知を行う。区が設置する「江戸川区未就園児家庭訪問事業 業務委託事業者選定委員会」が別紙１「江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託事業者の選定基準」に基づき、書類審査及び面接審査を実施し、委託候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

４　参加資格

次に揚げるすべての条件を満たしていること。

（１）法人格を持つ団体であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

（３）参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

（４）事業者若しくはその企業グループにおいて地方公共団体に対し、公的業務の受注実績があること。

（５）社会福祉業務の運営実績が３年以上あること。

（６）プライバシーマーク又は IS027001 を取得している団体であること。

（７）最近１年間に国税又は地方税を滞納していないこと。

（８）次の申し立てがなされていない者であること。

ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申立て

（９）江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

５　業務の概要

（１）業務内容

別紙２「令和９年度江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託仕様書」を参照のこと。

（２）業務委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※ただし、業務委託の履行内容が評価会議で一定の評価を得た場合は、契約年度を含め概ね５年間について、毎年度の区一般会計予算に基づき随意契約を行うことがある。

（３）実施場所

未就園児家庭訪問事業対象児童の自宅及び区が指定する場所。

（４）企画提案にあたっての上限金額

１１，０７８千円（消費税相当額を含む）

６　選定スケジュール

募集の周知及び参加申込書受付期間	令和８年11月24日（火） ～令和８年12月11日（金）午後５時まで
質問受付期間	令和８年11月24日（火）～令和８年12月７日（月）
質問回答	令和８年12月９日（水）
事業実施計画書等提出期限	令和８年12月23日（水）午後５時まで
第一次審査結果通知	令和９年１月18日（月）
第二次審査（ヒアリング）	令和９年１月27日（水）
最終決定通知	令和９年１月下旬）

７　質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、様式１「質問票」を、事務局宛てに下記のLoGoフォームにて**令和８年１２月７日（月）午後５時まで**に提出すること。

質問に対する回答は、**令和８年１２月９日（水）まで**に、区のホームページにて公表する。なお、上記の質問票以外での質問や、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答しない。また、質問回答に関する再質問は認めない。

LoGoフォームアドレス：https://logoform.jp/form/L6MJ/1905391

８　参加申込書の提出

（１）提出書類

様式２　令和９年度江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託事業者選定プロポーザル参加申込書

（２）提出方法

下記事務局宛てに持参又は郵送（提出期限までに必着）

（３）提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時まで（必着）

９　事業計画書等提出書類及び提出期限

（１）提出書類

① 法人に関する書類

提出書類
（ア）会社・団体概要（様式３）
（イ）登記事項証明書または登記簿謄本 ※発行後３カ月以内のもの
（ウ）法人税、法人事業税・法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※直近の年度で発行後３ケ月以内のもの ※NPO 法人等、該当する資料が存在しない場合は提出不要
（エ）プライバシーマーク又は ISO27001 の認定証明書の写し

② 事業計画関係書類

提出書類
（オ）令和９年度江戸川区未就園児家庭訪問事業実施計画書（様式４）
（カ）令和９年度江戸川区未就園児家庭訪問事業見積書

（２）事業実施計画書の作成に係る留意事項

① 仕様書に定められた業務内容について、業務の進め方や手法、体制等を具体的に提案すること。

② 原則としてＡ４サイズ・縦型・横書きで両面印刷とし、ページ番号を記載すること。ただし、やむを得ない場合は、Ａ３サイズをＡ４サイズに折り込むこと。

③ 文字サイズは、図表を除き原則１１ポイント以上とすること。

④ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、表現を配慮すること。

⑤ 事業計画書については、所定の様式の行数を追加することは可とするが、各項目につき１頁以内とすること。

⑥ 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

（３）見積書の書式等

① 書式は任意とするが、法人名および代表者役職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

② 金額は消費税相当額を含む。

③ 見積内訳書を添付すること。様式は任意とし、項目、単価、数量、諸経費等を分類して記載すること。

（４）事業計画書等の取り扱い

提出された事業実施計画書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、江戸川区情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（５）提出部数

正本１部、副本７部とする。ただし、（イ）（ウ）（エ）は正本のみ添付。また副本のみ事業者名、所在地等をすべて塗りつぶすこと。

※該当書類一式をＡ４縦型フラットファイルに左２穴あけ綴りとして提出すること。

（６）提出方法

下記事務局あてに持参又は郵送

（７）提出期限

令和８年１２月２３日（水）午後５時まで（必着）

10　審査評価

（１）審査評価方法

① 企画提案の評価は、「江戸川区未就園児家庭訪問事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、一次審査（書類審査）及び二次審査（面接審査）により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

② 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

（２）二次審査（ヒアリング）

① 実施日時・会場は以下のとおりとする。

実施日：令和９年１月２７日（水）

会　場：グリーンパレス集会室 401（江戸川区松島１－３８－１）

② １事業者につき３０分の持ち時間とする。（提案内容説明１０分以内、質疑２０分以内。）但し、参加事業者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。

③ 出席者数は１事業者３名以内とし、実際に事業に携わる責任者が必ず出席すること。

④ 二次審査にあたり、資料の追加提出は認めず、事前に提出した資料のみを用いて説明および質疑を行うこと。

11　提案の無効

次の項目に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

（１）選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

（２）提出書類に虚偽または不正があった場合

（３）提出書類等の提出期日を経過してから、提出書類が出された場合

（４）提出書類提出後に内容を大幅に変更した場合

（５）その他不正行為があった場合

12　契約の締結

（１）選定委員会で特定された事業者と協議し、業務内容を確定した上で、委託契約を締結する。なお、契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

（２）特定された事業者との契約締結交渉が合意に至らなかった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。
（３）本件は、令和９年第一回江戸川区議会定例会で本業務委託案件に係る事業の予算が議決された場合に契約を締結する。なお、議会で否決された場合の選定事業者の損害について賠償の責を負わないこととする。

13　選定結果の通知

選定委員会の審査後、全提案事業者に対し文書にて通知する。
なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

14　その他

（１）本企画提案により知り得た本区独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。
（２）事業実施計画書等を受理した後の参加事業者による加筆、修正等は原則認めない。
（３）プロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。

15　事務局

住所：〒132-0021　江戸川区中央３－４－１８
所管：江戸川区子ども家庭部相談課事業係　担当：浅見・平尾
電話：０３－５６７８－１８１０
ＦＡＸ：０３－６２３１－４３７８